

## 尾高残土処分場 建設発生土受入要領

令和3年7月1日制定  
令和4年3月15日改訂  
令和5年7月1日改訂

有限会社 小倉興産  
〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋 156-3  
<https://ogura-kousan.com>

1. 事業名 尾高残土処分場
2. 所在地 鳥取県米子市尾高 2583,2584,2585-1
3. 受入日・時間 受入日：土曜、日曜及び祝祭日を除く平日  
(8月13日～8月15日及び12月29日～1月5日を除く)  
受入時間：8：30～17：00 (最終入場 16：30)
4. 受入停止日 受入施設で事故及び維持管理の必要が生じた場合は、受入を停止することがあります。  
また、天候の急変等で受入が不能となった場合、及び受入発生土の貯留場所に余裕がなくなった場合についても、随時受入を停止することがありますので、必ず電話（0859-54-2028 受付時間 8：30～17：00）で受入状況を確認してから搬入してください。
5. 受入条件
  - 1) 対象地域・対象工事 鳥取県などの公共工事から発生する建設残土
  - 2) 土質条件 建設発生土（土砂及び岩砕）

※受入出来ない建設発生土

  - 民間工事で発生した残土
  - 軟弱土（コーン指数 300KN/m<sup>2</sup>未満）
  - 含水比の高いもの（粘性土であって、施工性の確保が疑わしい場合は、地山状態のコーン指数試験を業者が行い、300KN/m<sup>2</sup>以上を受け入れる。
  - 泥土
  - 「土壌汚染対策法」による汚染土
  - 産業廃棄物及び一般廃棄物混入土（セメント塊・アスコン塊・木片・金属くず・塩ビ・瓦・プラスチック・ごみ・ガラス片・缶など）
  - 最大径 30 cmを超えるもの
  - 悪臭を放つもの

6. 受 入 料 金 1,870 円/m<sup>3</sup> (消費税込)

【購入券 (税込)】

	土砂	軟岩	硬岩
10t 券	9,724 円	8,041 円	7,106 円
4t 券	4,114 円	3,366 円	2,992 円
2t 券	2,057 円	1,683 円	1,496 円

7. 申し込みから搬入までの手続き

(1) 申込

- 申込先  
有限会社 小倉興産  
〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋 156-3  
TEL : 0859-54-2028 FAX : 0859-54-4833
- 申込者  
土砂搬入券の購入者 (建設発生土の発生者もしくは運搬受託者)
- 申込様式  
所定の「土砂搬入券申込書」により申し込む
- 受付時間  
8 時 30 分から 17 時まで
- 受付休業日  
土曜日、日曜日、祝祭日及び夏季休暇、年末年始休暇

(2) 土砂搬入券の購入方法

搬入申し込みを予定している工事については、有限会社小倉興産に土砂搬入券申込書にて申し込みを行ってください。受付後、内容を確認し土砂搬入券の発行を決定します。

その後、申込書に記載された指定口座にご入金していただきます。

(3) 土砂搬入券の交付

入金の確認後、有限会社小倉興産にて土砂搬入券を郵送にて交付いたします。お急ぎの場合はご相談下さい。

(4) 土砂搬入のご予約

日当たりの受入台数に制限がありますので、所定の「土砂搬入予定表」にて搬入の予約をお願いします。【送信先】尾高残土処分場 FAX : 0859-68-2009

(5) 返金について

購入後、使用されなかった土砂搬入券については、工事終了後、所定の手続きにより、手数料を差し引いたうえで返金いたします。

## 8. 搬入方法

### (1) 運搬時の注意事項

- 運搬にあたっては、道路交通法規を遵守してください。特に、過積載がないようにするとともに、積載物が飛散・落下しないように十分な措置を講じてください。
- 開場時間前に事務所前や市道で待機しないでください。
- 通行禁止道路があります。詳しい運搬経路は別紙地図を確認してください。

### (2) 受入手順

- ① 土砂搬入券を事務所にお渡しいただいた後、事務所前で積載物について係員の検査を受けてください。
- ② 係員が検査の結果不相当と認め、持ち帰りを指示した場合は直ちに指示に従ってください。
- ③ 受入が認められたときは、場内標識に従って徐行運転で搬入場所まで運搬してください。
- ④ 搬入場所では、係り員の指示に従って搬入土を降ろしてください。
- ⑤ 場外に出る際には、必ず洗車ピットでタイヤに付着した泥を落としてください。